

介護保険料について (2024(令和6)年度～2026(令和8)年度)

第1号被保険者の保険料は、本人及び世帯の市町村民税の課税状況や合計所得金額等により設定しています。

●消費税率の引上げにより、第1段階から第4段階の方へ公費による保険料軽減強化を行っています。

第9期(2024(令和6)年度～2026(令和8)年度)介護保険料(年額)の計算方法

基準となる月額保険料9,249円 × 12月 = 年額110,988円(基準額)

基準額(110,988円)(年額) × 所得に応じた割合(0.335～3.00)

保険料段階	対 象 者		割合	年 額
第1段階	○老齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯員全員が市町村民税非課税の方 ○生活保護の受給者		0.335	37,181円
第2段階	本人が市町村民税非課税	本人の合計所得金額等(※1) +公的年金等収入額が80.9万円(※2)以下の方	0.335	37,181円
第3段階		本人の合計所得金額等(※1) +公的年金等収入額が120万円以下の方	0.485	53,830円
第4段階		第2段階・第3段階以外の方	0.685	76,027円
第5段階		同じ世帯に市町村民税課税者がいる方	本人の合計所得金額等(※1) +公的年金等収入額が80.9万円(※2)以下の方	0.85
第6段階	第5段階以外の方		1.00	110,988円
第7段階	本人が市町村民税課税	本人の合計所得金額が125万円以下の方	1.10	122,087円
第8段階		本人の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の方	1.25	138,735円
第9段階		本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.50	166,482円
第10段階		本人の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	1.75	194,229円
第11段階		本人の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	2.00	221,976円
第12段階		本人の合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	2.20	244,174円
第13段階		本人の合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	2.40	266,372円
第14段階		本人の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	2.60	288,569円
第15段階		本人の合計所得金額が1,000万円以上の方	3.00	332,964円

(※1):合計所得金額から公的年金等の所得金額を控除した額(平成30年度税制改正に伴う給与所得控除、公的年金等控除の引き下げによる影響を考慮し、調整)
(※2):2025(令和7)年度(仮算定を除く)以降は、国基準の見直しにより、第2段階及び第5段階の基準額を80万円から80万9千円に改定します。

老 齢 福 祉 金 国民年金が発足した1961(昭和36)年4月時点で、拠出年金の受給資格期間を満たしていない方を対象に支給される年金です。全額が国の負担によって支給されています。
主な対象者は1911(明治44)年4月1日以前に生まれた方です。

世 帯 4月1日(年度途中で資格取得した方は資格取得日)時点の住民登録上の世帯です。

公的年金等収入額 老齢・退職年金など、税法上課税の対象となる年金をいい、遺族・障がい年金など税法上非課税の対象となる年金は含まれません。

合計所得金額 前年の収入金額から必要経費等に相当する額(給与の場合は給与所得控除額、公的年金の場合は公的年金等控除額)を差し引いた金額で、損失等にかかる繰越控除を行う前の金額です。土地・建物等の譲渡所得は特別控除を差し引いた後の金額で算定します。なお、合計所得金額がマイナスの場合は0円として計算します。

保険料額は、3年ごとに見直されます。次の見直しは2027(令和9)年度になります。